

協会だより

No.7

平成24年5月発行

なごり



白馬村

写真提供 井出 利久氏

CONTENTS

法人名が一般財団法人
長野県社会保険協会となりました……2
平成24年度事業計画・収支予算……2
収支予算書……3

日本年金機構からのお知らせ
年金記録Q & A……4
全国健康保険協会長野支部からのお知らせ
被扶養者資格の再確認を実施……5
被保険者等の健康保持増進事業のお知らせ
プール利用補助券配布のお知らせ……6

法人名が

「一般財団法人 長野県社会保険協会」

となりました

法人法の改正に伴い、移行準備を進めておりましたが、4月1日付をもちまして、一般財団法人長野県社会保険協会として法人登記が完了いたしました。

新法人の代表理事（会長）には、星沢哲也氏が就任されております。

他の役員等は次の方々に就任いただきました。

なお、法人名が変わりましても、社会保険協会の事業内容等は変更がございませんので、事業運営に引き続き、ご理解ご協力をお願いします。

○理事（8名）

代表理事（会長）星沢哲也氏

理事（副会長）神林 章氏

理事 河西 洋氏、唐澤敏治氏、原 弘也氏、大池太士氏、和田孝弐氏

常務理事 小松 明

○監事（2名）

中島雅之氏、古川 穰氏

○評議員（9名）

柳澤次夫氏、中野隆光氏、林 裕彦氏、井上英昭氏、中平正志氏、

浅川竹生氏、黒澤明男氏、小林義直氏、矢ヶ崎清氏

平成24年度 事業計画・収支予算

一般財団法人長野県社会保険協会は、去る3月21日に評議員会・理事会を開催し、平成24年度の事業計画案並びに収支予算案について、すべて承認されました。

事業計画

1、社会保険制度、同事業の普及啓発と本会事業の周知

- ・広報紙「協会だより」を年4回発行
- ・「社会保険の手引・協会事業の案内」冊子を作成し会員へ無料配布
- ・「社会保険事務担当者研修会」、「年金説明会」の開催
- ・ホームページの活用

2、保健福祉事業

- ・プール利用補助券の配布
- ・健康ウォーキングの開催
- ・各支部事業
 - ・温泉施設利用補助券の配布
 - ・バスハイク
 - ・スキーリフト・スケート利用補助券配布
 - ・ボウリング利用補助券配布
 - ・球技大会

3、社会保険委員会など関係団体への助成

※各種事業につきましては、計画の都度、ご案内いたします。

収支予算書

〈平成24年4月1日から平成25年3月31日まで〉

一般財団法人長野県社会保険協会

(単位:円)

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産利子収入	10,000	10,000	0	
特定資産利子収入	100,000	117,000	△ 17,000	
会費収入	69,910,000	69,254,000	656,000	
負担金収入	4,645,000	6,452,000	△ 1,807,000	
受取利息収入	12,000	8,000	4,000	
雑収入	71,000	136,000	△ 65,000	
事業活動収入計	74,748,000	75,977,000	△ 1,229,000	
2. 事業活動支出				
①事業費支出				
広報活動事業費支出	14,803,000	26,378,000	△ 11,575,000	
制度普及事業費支出	5,719,000	17,420,000	△ 11,701,000	
体育奨励事業費支出	8,039,000	7,635,000	404,000	
健康増進事業費支出	43,890,000	44,848,000	△ 958,000	
助成事業費支出	2,288,000	2,308,000	△ 20,000	
共通事業費支出	5,555,000	6,684,000	△ 1,129,000	
事業費支出計	80,294,000	105,273,000	△ 24,979,000	
②管理費支出				
管理費支出計	22,050,000	27,992,000	△ 5,942,000	
事業活動支出計	102,344,000	133,265,000	△ 30,921,000	
事業活動収支差額	△ 27,596,000	△ 57,288,000	29,692,000	
II 投資活動収支の部				
① 投資活動収入				
事業運営補填金積立金取崩収入	5,991,000	10,693,000	△ 4,702,000	
公益目的事業積立金取崩収入	0	29,645,000	△ 29,645,000	
投資活動収入計	5,991,000	40,338,000	△ 34,347,000	
② 投資活動支出				
投資活動支出計	0	0	0	
投資活動収支差額	5,991,000	40,338,000	△ 34,347,000	
III 財務活動収支の部				
① 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
② 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出	1,879,000	2,689,000	△ 810,000	
当期収支差額	△ 23,484,000	△ 19,639,000	△ 3,845,000	
前期繰越収支差額	23,484,000	19,639,000	3,845,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

日本年金機構からのお知らせ

年金記録 Q&A

お客様から寄せられる年金相談に関する質問の中で、誤解や勘違いによる相談事例についてお知らせします。ねんきん定期便の「年金加入記録回答票」等を提出する際の参考にしてください。

(1) 国民年金記録

Q 年金手帳では昭和35年10月1日加入となっているのに、日本年金機構の年金記録では昭和36年4月1日加入となっているのはなぜですか？

A 国民年金保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。

昭和35年10月から昭和36年3月までは、国民年金法の準備期間となり、保険料の納付は昭和36年4月から始まりました。したがって、年金の加入記録は「昭和36年4月1日加入」と表示しています。

Q 国民年金第3号被保険者である妻の保険料は、夫の給料から天引きされるかたちで納付しているのではないのですか？

A 夫のお給料から天引きされているわけではありません。

国民年金第3号被保険者※2の方の保険料は夫の加入する被用者年金制度から拠出金として負担されていますので、自ら保険料を納付する必要はありません。

※2. 国民年金第3号被保険者の期間は「保険料納付済期間」となります。

Q 結婚してサラリーマンである夫の被扶養配偶者であったのに、昭和61年3月までの国民年金第3号被保険者の記録が漏れています。

A 国民年金第3号の制度は昭和61年4月から始まりました。

昭和61年3月までは、厚生年金保険加入者の配偶者となっている場合には、国民年金への強制加入義務はなく、任意加入とされていました。(任意加入をしていなくても、「カラ期間」※1として年金の受給資格期間に含めることができます。)

※1. 「カラ期間」：受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、年金額には反映されない期間のことです。

Q 厚生年金をかけている夫に扶養されている妻も、厚生年金に加入しているはずでしょうか？

A 厚生年金保険の加入者は、働いている本人だけです。

厚生年金保険加入者の被扶養配偶者は、昭和61年3月までは、任意加入期間※3として、昭和61年4月以降は、国民年金の第3号被保険者として加入していただくこととなります。※4

※3. 任意加入の手続きをされていない場合は、「カラ期間」になります。
 ※4. 妻が第3号被保険者に該当した時は、夫の勤務する会社の事業主経由で年金事務所に届出が必要です。

(2) 厚生年金記録

Q ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額と給与明細を見比べてみると、給与は残業代などで毎月変動しているのに、標準報酬月額が変わっていないのはおかしいのではないのでしょうか？

A 標準報酬月額の変更は原則1年に1回です。

標準報酬月額は、毎年4月～6月に支払われた給与総額(税引き前)の平均で決められ、その後は、基本給や諸手当などの固定的賃金の変動によって標準報酬月額に2等級以上の差が生じ※5なければ翌年まで改定されません。したがって、実際にその月に受け取っていた給与額と異なる場合があります。

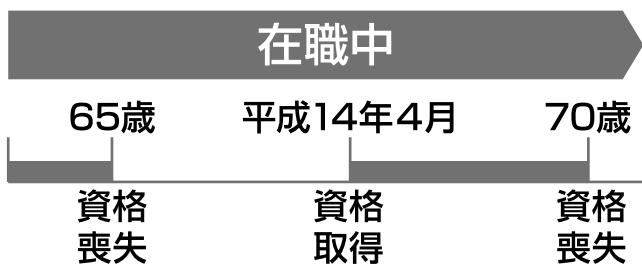
※5. 変動月から3ヵ月間に支払われた報酬の平均月額に該当する標準報酬月額と従来の標準報酬月額とに2等級以上の差が生じる場合

Q 65歳以降も引き続き勤務していたのに、厚生年金記録を確認すると65歳で退職した扱いになっているのはなぜですか？

A 厚生年金保険に加入できる年齢には上限が定められています。

昭和61年4月から平成14年3月までは、法律上、65歳到達をもって厚生年金保険の資格は喪失することとされていたため、上限年齢以降に引き続き会社にお勤めであった場合でも、厚生年金保険の記録はありません。(保険料の徴収も行われておりません。)

平成14年4月1日以降は、70歳まで加入できるように制度が変わったため当時65歳以上70歳未満(昭和7年4月2日～昭和12年4月1日生まれの方)で在職中の方の厚生年金記録は、途中途切れて平成14年4月1日付けで再加入となっています。



Q 平成15年3月以前の賞与の記録が漏れています。

A 平成15年3月以前の賞与については、年金記録に記載されません。

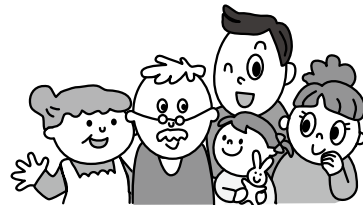
平成7年4月から平成15年3月までの間も賞与から「特別保険料」をご負担いただいておりますが、年金額計算の基礎とはならないため、年金記録に賞与の額は記載しておりません。平成15年4月以降は、総報酬制が導入されたため「標準賞与額」として記載しております。

*このページ記事についてのお問い合わせは、「年金事務所」をお願いします。

被扶養者資格(認定状況)の再確認を実施いたします

本年5月下旬より、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況を再確認させていただきます。

確認業務のため事業主・健康保険事務担当者の皆さまには大変お手をかけますが、保険料負担の軽減につながる大変重要な確認ですので、ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。



【被扶養者資格確認事務の流れ】

5月下旬から順次、協会けんぽより事業主様あてに「被扶養者状況リスト」をお送りします。

リストに記載されている被扶養者の方が、現在も被扶養者の条件に該当しているかを確認していただきます。

7月末までに、返信用封筒にて被扶養者状況リストを協会けんぽへご返送ください。

【再確認の対象となる方】

協会管掌健康保険の被扶養者
ただし、次の方を除きます。

- ①本年4月1日において18歳未満の被扶養者
- ②本年4月1日以降に被扶養者認定を受けた被扶養者

※すべての被扶養者が上記①または②に該当する場合、再確認が不要となるため、事業主の方へ被扶養者状況リストは送付いたしません。

【解除となる被扶養者についての手続き】

被扶養者の資格を満たさないことが判明した方については、扶養解除の手続きが必要となります。被扶養者状況リストに同封してお送りする「被扶養者調書兼異動届」に必要事項を記入し、該当する方の被保険者証を添付のうえ、被扶養者状況リストと一緒に協会けんぽへご提出ください。

【被扶養者状況リスト送付及び提出時期】

送付時期：本年5月末日から6月末日（順次送付）

提出期限：本年7月末日

●高齢者医療制度への負担は加入者の人数に応じて算出されます

75歳以上の高齢者の医療費は、税金（約5割）や本人負担（約1割）によるほか、協会けんぽ・健康保険組合・国民健康保険等の医療保険制度からの「支援金」（約4割）によって支えられています。

支援金は事業主・被保険者の皆さまの保険料によるものであり、支援金の金額は原則として加入者（被保険者及び被扶養者）の人数に応じて算出されます。そのため、本来、被扶養者から解除しなければならない方が届け出を行っていないと、その被扶養者分についても協会けんぽの支援金の額に追加され、皆さまの保険料負担も増えることとなります。

詳しくは、協会けんぽホームページをご覧くださいか、
全国健康保険協会長野支部業務グループまでお問い合わせください。

全国健康保険協会 長野支部

〒380-8583 長野市南長野西後町1597-1
長野朝日八十二ビル8階

代表：被扶養者資格の確認・健康保険給付……………026-238-1250
保険料率・ジェネリック医薬品……………026-238-1251
健診・特定保健指導……………026-238-1253
レセプト・医療費のお知らせ……………026-256-9091

マジックキングダムクラブ

詳細は
ホームページへ

長野県社会保険協会は、マジックキングダムクラブの法人会員になっています。このため、会員事業所で働く従業員の方は、マジックキングダムクラブのメンバーになることができます。メンバーになると、東京ディズニーランド、東京ディズニーシーなどの関係施設を特別料金でご利用できます。



マジックキングダムクラブとは

マジックキングダムクラブは、企業や組織の福利厚生の一環として、社員の方々とその家族に東京ディズニーリゾート内のテーマパークやその関係施設を、特別料金でご利用いただけるユニークなレクリエーション組織です。

長野県社会保険協会

検索

<http://www.shaho-nagano.or.jp>

プール 平成24年度 利用補助券配布のお知らせ

長野県社会保険協会の会員事業所の被保険者及び被扶養者に
下記施設の利用補助券の配布をいたしますのでご利用ください。

◆下記の料金でご利用いただけます◆

契約施設	利用者区分	一般	高校生	シルバー	中学生・小学生	幼児
中野市民プール		無 料				
サンマリンながの		200円		無 料		対象外 料金が かかりません
アクアプラザ上田		250円		無 料		
ラ ー ラ 松 本			300円		無 料	
伊 那 市 民 プ ー ル			100円		無 料	
高遠スポーツ公園プール			無 料			
すわっこランド			100円		無料(4歳以上)	
アクアパークIIDA			300円		無料(3歳以上)	



利用期間
平成24年7月1日
～平成24年8月31日

申込資格 社会保険協会会員事業所の被保険者及び被扶養者

配布枚数 **5,000枚** (上記施設のいずれか一カ所で、1枚につきお一人様1回のみ有効)

申込方法 下記申込書を郵送にてお申し込みください。FAX不可
*配布枚数は、事業所の規模に応じて右表のとおり上限枚数を設定させていただきますので、ご理解をお願いします。
*返信用の封筒、切手は必要ありません。

申 込 先 〒380-0936
長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館 4階
一般財団法人長野県社会保険協会 プール利用券係 宛

申込期限 平成24年6月1日(金)必着

発 送 6月下旬に申込責任者宛に発送します。
配布枚数以上のお申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。
抽選結果につきましては、補助券の発送をもってかえさせていただきます。

事業所規模	上限枚数
1～9人	5枚
10～19人	10枚
20～49人	15枚
50～99人	30枚
100人以上	40枚

お問い合わせ TEL026-226-5240

平成24年度 プール利用補助券申込書

事業所整理記号	
事業所所在地	〒
事業所名	事業所の押印がないものは、無効とさせていただきます。 (印)
電話番号	()
申込責任者氏名	

申込枚数 *事業所の規模に応じて 上限があります 枚
*協会使用欄(記入不要)